

## 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第52回）

日時：令和3（2021）年8月25日（水）

18：30～

場所：県庁3階 大会議室

### 議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第52回）出席者

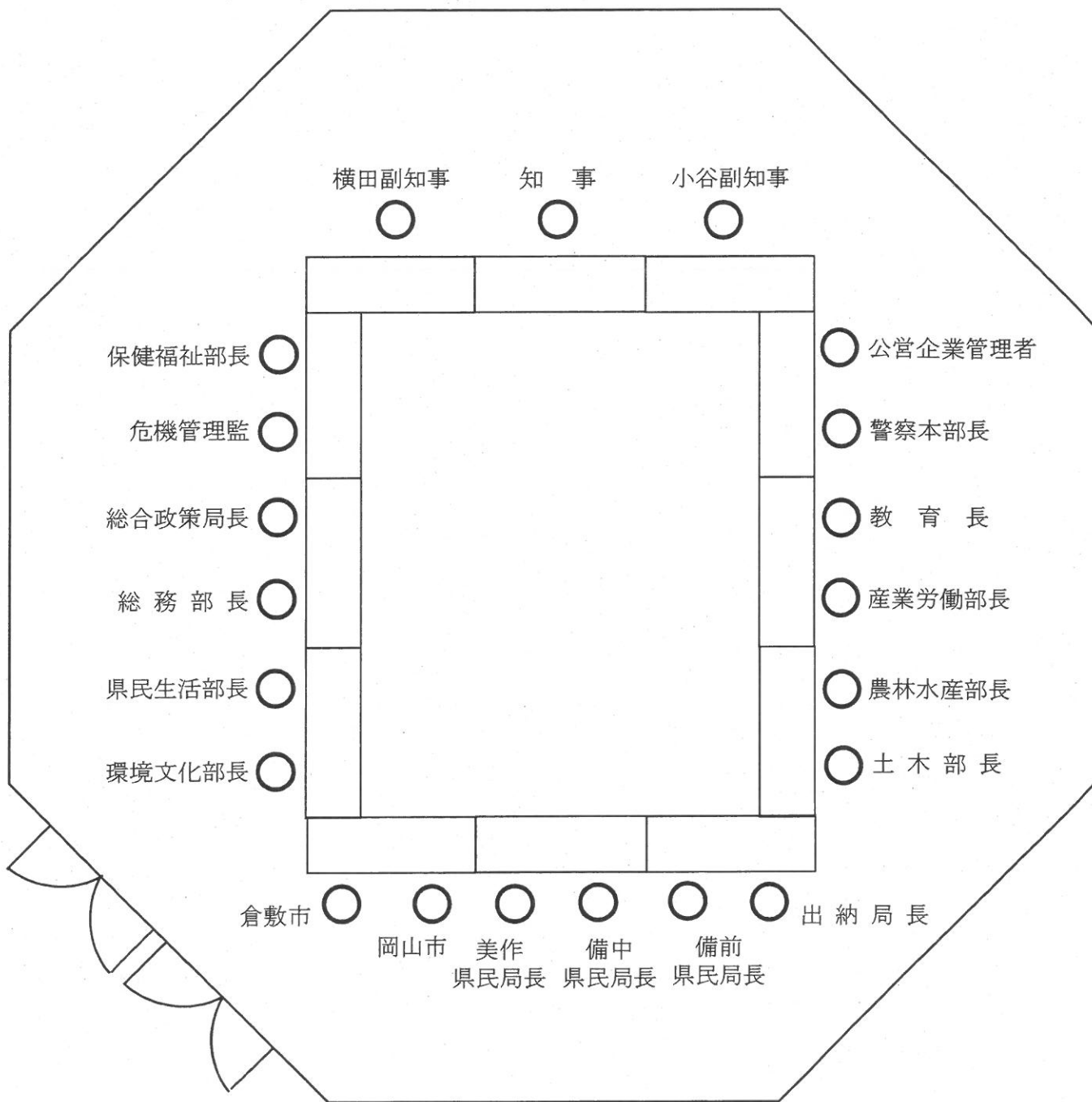
日時：令和3（2021）年8月25日（水）

18：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局 感染症対策担当局長 宮地 千登世	本部員以外
倉敷市総務局防災危機管理室 参事 大本 進	〃

# 岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



## 新型コロナウイルス感染症対策について

### ○ 保健福祉部関係

- ・ 緊急事態措置
- ・ 年齢別新規陽性者数の推移

### ○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金等

### ○ 総務部関係

- ・ 県有施設の休止・休館

### ○ 教育委員会関係

- ・ 県立学校内で感染が確認された場合の対応

# 岡山県 新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置

## 2021. 8. 25

内容は、国との調整により、  
今後若干の変更となる可能性があります。

### まん延防止等重点措置からの主な変更点

#### ■ 措置区域・要請期間

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
○措置区域：岡山市、倉敷市 ○要請期間：8月20日(金)～9月12日(日) ※～8月26日(木)に変更	○措置区域：岡山県全域 ○要請期間：8月27日(金)～9月12日(日)

#### ■ 飲食店等への要請等

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
〔措置区域（岡山市、倉敷市）〕 ○酒類の提供を行わないこと ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 （法第31条の6第1項）	〔岡山県全域〕 ○酒類を提供する飲食店は休業 ○カラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックスを含む）等は休業 （法第45条第2項）
〔措置区域（岡山市、倉敷市）以外〕 ○酒類の提供は、11時から19時まで ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 （法第24条第9項）	

■ 施設等への要請等【集客施設等】及び【イベント関連施設等】

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
<p>〔措置区域（岡山市、倉敷市）以外〕</p> <p>（床面積にかかわらず）</p> <p>○ 5時から20時までの営業時間短縮 （法に基づかない働きかけ）</p> <p>&lt;大規模集客施設協力金対象外&gt;</p>	<p>〔岡山県全域〕</p> <p>（床面積1,000㎡超）</p> <p>○ 5時から20時までの営業時間短縮 （法第24条第9項）</p> <p>&lt;大規模集客施設協力金対象&gt;</p> <p>（床面積1,000㎡以下）</p> <p>○ 5時から20時までの営業時間短縮 （法に基づかない働きかけ）</p> <p>&lt;大規模集客施設協力金対象外&gt;</p>

■ 県内でのイベントの開催について

まん延防止等重点措置	緊急事態措置
<p>○ 人数上限：5,000人</p> <p>○ 収容率：大声なし 100%以内           大声あり 50%以内                     （法第24条第9項）</p>	<p>○ 人数上限：5,000人以下かつ収容率50%以内                     （法第24条第9項）</p>

**岡山県 新型コロナウイルス感染症  
緊急事態措置**

- ① 措置区域      岡山県全域
- ② 要請期間      8月27日（金）～9月12日（日）

## 県民の皆様へ

### 【特措法第45条第1項に基づくもの】

- 日中も含め不要不急の外出・移動は自粛すること  
特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること
- 混雑した場所等への外出を半減すること
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、休業要請又は営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、屋外での大人数のバーベキュー、地域で集まっ  
て行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は自粛すること

### 【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、  
外出等を止めること
- 5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」を遵守すること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底

### 【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチ  
ンの接種を受けてください

2



© 岡山県「ももち」

## 岡山県 緊急事態措置期間 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を

★屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、  
家族や毎日顔を合わせている人たちと

★引き続き **3** 密回避を

★感染拡大地域との往来は避け、その他の県との往来も慎重に検討、  
移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

3

## 思いやりのルール「マスクコード」



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、  
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

### ○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、ついでが緩みがちなので特に注意を

**ケース①** マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

### ○食事の際は「マスク会食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

**ケース②** 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

### ○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

**ケース③** 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

4

## ●飲食店等への要請等

措置区域（岡山県全域）

<協力金対象>

実施内容	対象施設	<p>【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていない店舗のいずれも含む）</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
	要請内容	<p>【特措法第45条第2項に基づくもの】 命令、過料の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックスを含む）等は休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取り止める場合を除く）</li> <li>○営業時間の短縮（酒類及びはカラオケ設備の提供をしない場合） 通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までまでに短縮</li> <li>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）</li> <li>○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</li> <li>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底</li> </ul> <p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</li> <li>○「もしサポ岡山」の活用</li> </ul> <p>【法に基づかない働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.11※参照）の認証取得に努めること</li> <li>○結婚式場については、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催すること</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類（利用者による持ち込みを含む）及びカラオケ設備の提供は停止を働きかけ</p> </div>

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

5



## ●施設等への要請等

措置区域（岡山県全域）

<1,000㎡超の施設は協力金対象>

### ①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> ○商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く	<b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	○商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	○百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底  <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ○カラオケ設備の利用自粛 ○「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施（P.7別紙のとおり）	○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ○カラオケ設備の利用自粛

6

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

## ●床面積が1,000㎡超の集客施設等の施設管理者等及び利用者へのお願い

別紙

### <施設管理者等へのお願い>

- 混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること
- 利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること
- 休憩スペース等は使用中止にすること
- 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること

### <利用者へのお願い>

- 一人又は少人数で混雑時間帯を避けて利用すること
- なるべく電子決済を利用すること
- 買い物は計画を立てて素早く済ますこと
- サンプルなど展示品への接触は控えめにすること
- レジに並ぶときは、前後のスペースを確保すること

7

## ② イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	【法に基づかない働きかけ】 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む） ○カラオケ設備の利用自粛	【法に基づかない働きかけ】 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理、人数管理・人数制限等）の実施 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む） ○カラオケ設備の利用自粛
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		
博物館等	博物館、美術館等		
葬祭場	葬祭場	【法に基づかない働きかけ】 ○酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む）	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

8

## ● 県内でのイベントの開催について（岡山県全域）

### 【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 県外又は県内各地から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>）
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること
- 次の人数上限及び開催時間を守ること

期 間	8月27日（金）～9月12日（日）
人数上限	5,000人以下かつ収容率50%以内
開催時間	21時まで

※ 無観客開催、オンライン配信の場合は、開催時間短縮の要請対象外

※ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できること

9

## ●各団体等に特にお願いしたいこと

＜事業者の皆様への協力要請等＞ \*実施状況を積極的に公表してください

### 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
  - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
  - ・職員同士の距離を確保すること
  - ・事業場の換気を励行すること
  - ・複数人が触る箇所を消毒すること
  - ・従業員の日々の健康を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
  - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
  - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす等の措置を行うこと
  - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

### 〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 飲食店等の事業者は、岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.11※参照）の認証取得に努めること

10

## ＜学校への協力要請＞

### 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 大学等においては、オンライン授業など授業方法の工夫や時差通学の実施など、感染リスク低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと
- 大学生等は飲み会を控えること

## ＜社会福祉施設・医療施設等への協力要請＞

### 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 職員日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 面会については、自宅と施設間のオンライン面会等を可能な限り活用するなど、直接面会は、緊急の場合を除き、自粛すること。実施する場合も、時間、人数の制限、回数や感染防止対策を厳重に徹底すること

## ＜公共交通事業者への協力依頼＞

### 〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温等を行うこと

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

11

## 岡山県緊急事態措置の取組に係る意見書

令和3年8月25日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県では、6月20日をもって緊急事態宣言が解除されて以来、リバウンド防止期間、デルタ株注意期間、デルタ株特別警戒期間、さらに8月20日からは、まん延防止等重点措置の適用により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請や協力依頼を県民や事業者等に行ってきております。

しかし、依然として日中の人流は抑制されず、デルタ株による爆発的な感染拡大が続いており、一向に減少の兆しが見えない状況にあるところです。

感染の中心である岡山市、倉敷市のみならず、他の地域でもクラスターが発生するなど感染が拡大しており、もはや、県下全域で市中感染が懸念される状況となっております。

さらに、病床使用率もここ1週間で急激に増加してきたことから、このままの状況が続けば、早晚、医療提供体制が危機的な状況に陥り、救える命が救えなくなることを危惧しております。

本日、国が、岡山県を緊急事態措置区域に追加したとのことであり、県内の感染拡大に歯止めをかけ、県民の命と健康を守るために、県にあつては、一刻も早く、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県内全域において、これまで以上に強力な対策を一律に講じていただきたいと考えており、意見照会のあつた「岡山県新型コロナウイルス感染症緊急事態措置」による県民等への要請は妥当であると認めます。

岡山県感染症対策委員会委員長

松 山 正 春

8月25日改訂版

要請地域：岡山市・倉敷市

# 岡山県時短要請協力金(第6期)

要請期間 令和3年8月14日(土)から令和3年9月12日(日)

## 支給要件

※全てを満たすこと

期間	8月20日～8月26日(まん延防止等重点措置)	8月27日～9月12日(緊急事態措置)
内容	<p>1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後においては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月19日以前から営業していること。)</p> <p>2 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店は営業時間を5時～20時まで短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む) ※遅くとも8月23日から開始すること ※8月14日からの要請に協力いただいている店舗は8月22日までは、その要請(20時までの時短・酒類の提供は19時まで)に継続して協力し、遅くとも8月23日から開始すること。この場合、重点措置の要請に移行する間は、1日当たり支給額は、2.5万円～20万円になります。 ※8月27日から9月12日の要請にも協力すること</p> <p>3 要請期間中の全ての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること</p> <p>4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)</p> <p>5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること</p> <p>6 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと</p>	<p>1 次の①～③のいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること</p> <p>① 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ。)が、休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時まで短縮すること</p> <p>② 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業すること</p> <p>③ 元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等が、営業時間を5時～20時まで短縮すること</p> <p>※遅くとも8月30日から開始すること</p> <p>※8月20日からの要請に協力いただいている店舗は8月29日まではその要請(20時までの時短・酒類の提供は行わない)に継続して協力し、遅くとも8月30日から開始すること。この場合、緊急事態措置に移行する間は、1日あたりの支給額Aを支給する。</p> <p>2 次の全てを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後においては第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月26日以前から営業していること。)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること</li> <li>岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと</li> </ul>

## 支給額等

1店舗あたり

期間	8月20日～8月26日 (まん延防止等重点措置)		8月27日～9月12日 (緊急事態措置)	
	中小企業等 (売上高方式)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額A	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高
	7万5,000円以下	3万円	10万円以下	4万円
	7万5,000円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割	10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
	25万円以上	10万円(上限額)	25万円以上	10万円(上限額)
大企業 (売上高減少額方式)	1日あたりの支給額B: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割			
	※上限額: 20万円 ※中小企業等も大企業的方式を選択可			

## 申請方法

要請期間終了後に受け付ける本申請に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給いたします。

早期支給申請 (受付中)	<p>&lt;受付期間&gt; 令和3年9月3日(金)まで</p> <p>&lt;早期支給申請の主な要件&gt;</p> <p>(1) 中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外)</p> <p>(2) 本申請を「売上高方式」で申請する者</p> <p>(3) 過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること</p> <p>(4) 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること</p>	<table border="1"> <tr> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>36万円/店舗</td> </tr> </table>	支給額	36万円/店舗
支給額				
36万円/店舗				
本申請 (要請期間終了後受付開始)	<p>&lt;受付開始時期&gt; 令和3年9月中旬予定</p> <p>早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います。 ※早期支給を受けた方は、本申請が必要となります。</p>			

申請方法などの詳細はHPをご覧ください。コールセンターへお問い合わせください。

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

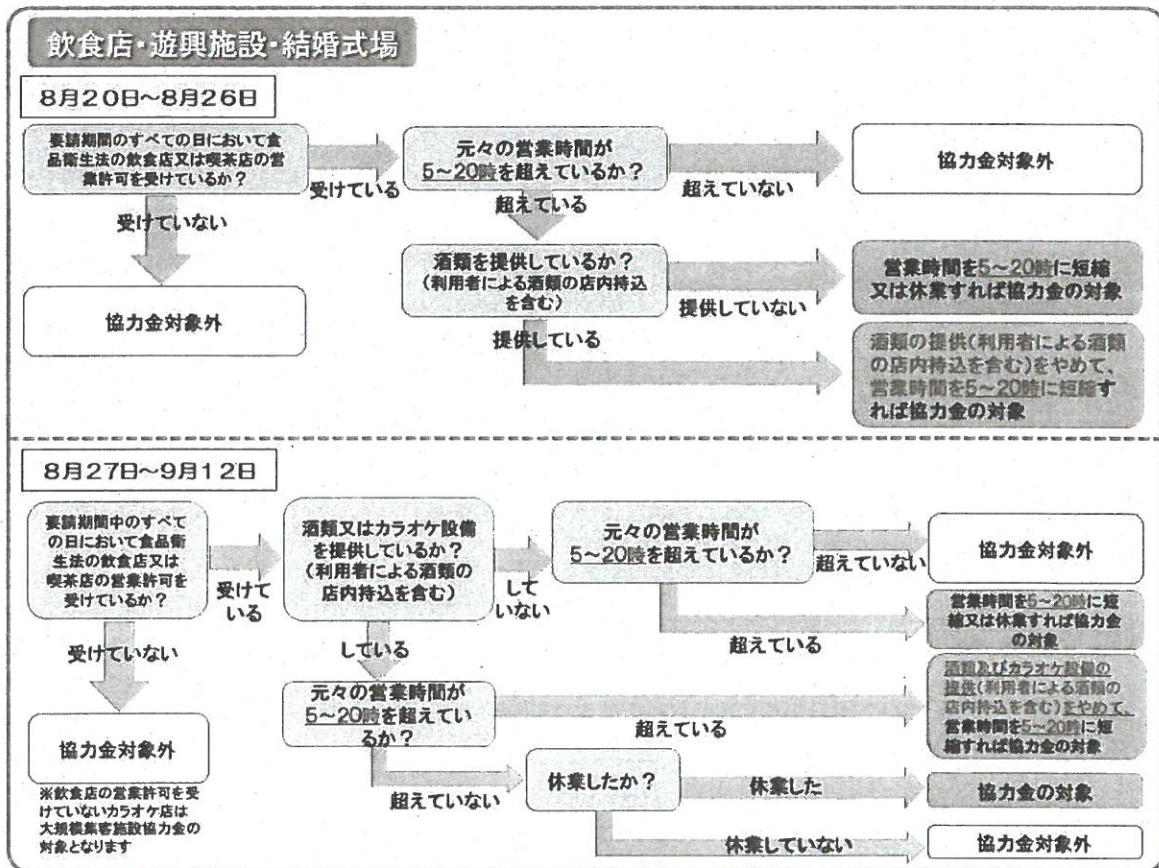


TEL 086-201-2199 (平日9:00～18:00) ※8月28日(土)及び29日(日)は受付(9:00～17:00)

# ● 飲食店等への要請(岡山市・倉敷市)

期間	令和3年8月20日(金)から8月26日(木)まで	令和3年8月27日(金)から9月12日(日)まで
対象施設	<b>【飲食店】</b> 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	<b>【飲食店】</b> 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店、カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていない店舗のいずれも含む) <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場
実施内容	<b>【特措法第31条の6第1項に基づくもの】</b> 命令、過料の規定あり ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時まで短縮) ○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること	<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> 命令、過料の規定あり ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店(カラオケボックスを含む)等は休業(酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を取り止める場合を除く) ○営業時間の短縮(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合)通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時まで短縮 ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること ○結婚式場については、できるだけ短時間(15時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう)で開催すること

岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図



8月25日改訂版

要請地域:その他地域(岡山市・倉敷市以外)

# 岡山県時短要請協力金(第6期)

要請期間 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)

## 支給要件

※全てを満たすこと

期間	8月20日～8月26日	8月27日～9月12日(緊急事態措置)
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後(あつては第55条))に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月19日(木)以前から営業していること)</li> <li>元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等が営業時間を5時～20時まで短縮し、かつ、酒類の提供を11時～19時までとすること</li> <li>要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること ※遅くとも8月23日から開始すること ※8月27日から9月12日の要請にも協力すること</li> <li>飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること(カラオケボックスは対象外)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること</li> <li>岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>次の①～③のいずれかを満たし、要請期間中の全ての日において、全面的に協力すること                     <ol style="list-style-type: none"> <li>元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ。)が、休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を5時～20時まで短縮すること</li> <li>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が休業すること</li> <li>元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等が、営業時間を5時～20時まで短縮すること。</li> </ol>                     ※遅くとも8月30日から開始すること ※8月20日からの要請に協力いただいている店舗は8月29日までは、その要請(20時までの時短・酒類の提供は19時まで)に継続して協力し、遅くとも8月30日から開始すること。この場合、緊急事態措置の要請に移行する間は、1日あたりの支給額Aを支給する。                 </li> <li>次の全てを満たすこと                     <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後(あつては第55条))に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月26日以前から営業していること)</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること</li> <li>岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと</li> </ul> </li> </ol>

## 支給額等

1店舗あたり

期間	8月20日～8月26日		8月27日～9月12日(緊急事態措置)	
中小企業等(売上高方式)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額A	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額B
	8万3,333円以下	2万5,000円	10万円以下	4万円
	8万3,333円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割	10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
	25万円以上	7万5,000円(上限額)	25万円以上	10万円(上限額)
大企業(売上高減少額方式)	1日あたりの支給額A:前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額 ※中小企業等も大企業の方式を選択可		1日あたりの支給額B:前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円 ※中小企業等も大企業の方式を選択可	

## 申請方法

要請期間終了後に受け付ける本申請に先立ち、希望される方に協力金の一部を早期支給いたします。

早期支給申請(受付中)	<p>&lt;受付期間&gt;令和3年9月3日(金)まで</p> <p>&lt;早期支給申請の主な要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外)</li> <li>本申請を「売上高方式」で申請する者</li> <li>過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること</li> <li>要請期間中の全ての日において、営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること</li> </ol>	<table border="1"> <tr> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>30万円/店舗</td> </tr> </table>	支給額	30万円/店舗
支給額				
30万円/店舗				
本申請(要請期間終了後受付開始)	<p>&lt;受付開始時期&gt;令和3年9月中旬予定</p> <p>早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付を行います。</p> <p>※早期支給を受けた方は、本申請が必要となります。</p>			

申請方法などの詳細はHPをご覧ください。岡山県 時短要請協力金 コールセンター

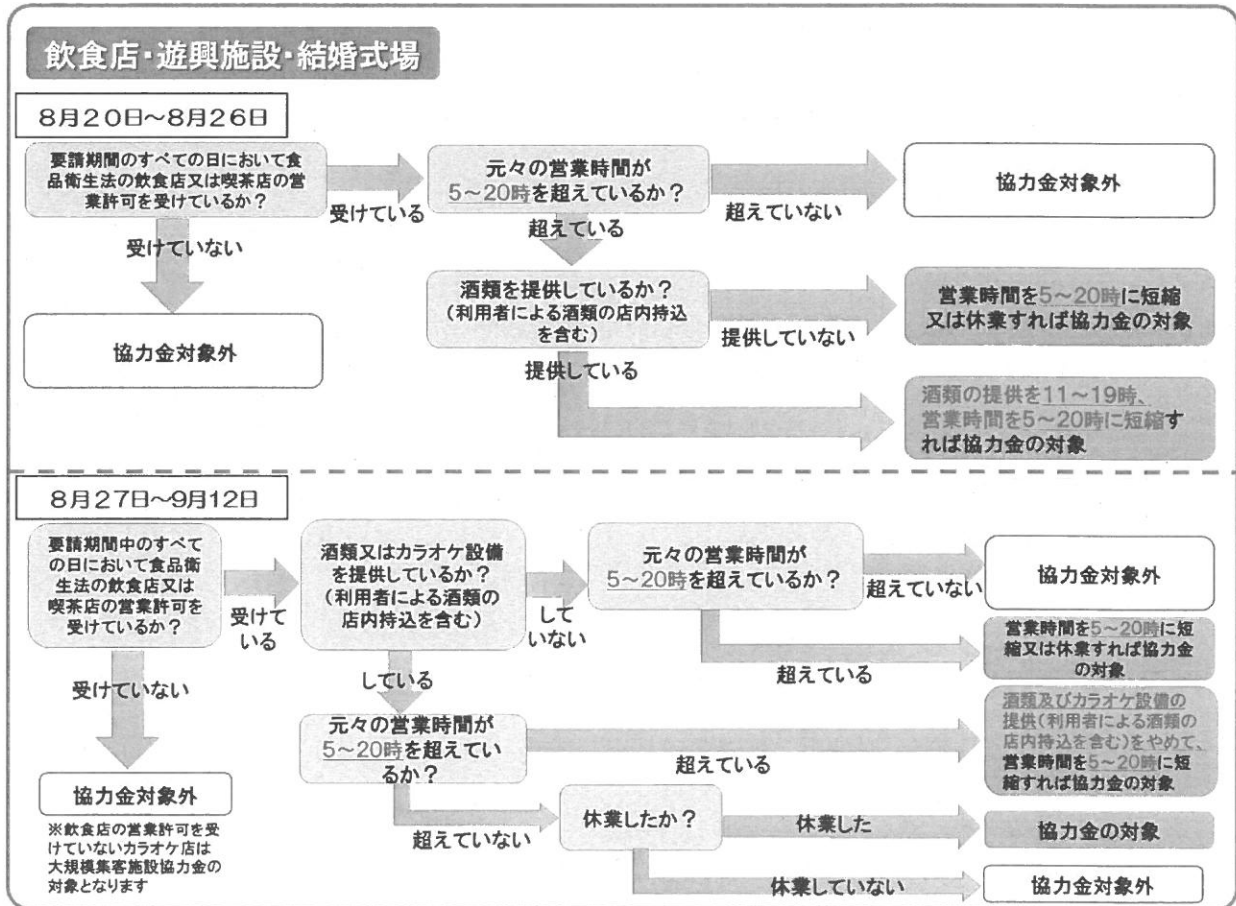


TEL 086-201-2199 (平日9:00～18:00) ※8月28日(土)及び29日(日)は受付(9:00～17:00)

## ● 飲食店等への要請(その他地域:岡山市・倉敷市以外)

期間	令和3年8月20日(金)から8月26日(木)まで	令和3年8月27日(金)から9月12日(日)まで
実施内容 要請内容	<b>【飲食店】</b> 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場  <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○ 営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時まで短縮) ○ 酒類の提供は、11時から19時まで ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサボ岡山」の活用 <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○ 岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること	<b>【飲食店】</b> 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) <b>【遊興施設】</b> 接待を伴う飲食店、カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていない店舗のいずれも含む) <b>【結婚式場】</b> 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場  <b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> 命令、過料の規定あり ○ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店(カラオケボックスを含む)等は休業(酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を取り止める場合を除く) ○ 営業時間の短縮(酒類及びびカラオケ設備の提供をしない場合)通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時まで短縮 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサボ岡山」の活用 <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ○ 岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること ○ 結婚式場については、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく少人数(50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう)で開催すること

### 岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図





8月25日改訂版

要請地域:岡山市・倉敷市

# 岡山県大規模集客施設協力金(第3期)

要請期間:令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

## 要請内容

- 【要請期間】 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)
  - 【対象区域】 岡山市・倉敷市全域
  - 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント等
  - 【要請内容】 裏面を参照
- ※8月26日(木)までと、8月27日(金)以降で要請内容が異なりますのでご注意ください

## 支給要件

- ※全てを満たすこと
1. 上記対象区域内の対象施設であること(要請日以前から営業していること)
  2. 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること  
 ※8月26日(木)までの要請については、遅くとも8月24日(火)から協力を開始すること  
 ※8月27日(金)以降の要請については、遅くとも8月30日(月)から協力を開始すること
  3. 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

## 支給額等

	大規模施設	テナント	非飲食業カラオケ店
支給額	1日当たりの支給額に、県の要請に協力した期間(日数)を乗じた額		
1日当たりの支給額(千円未満切り上げ)	「時短営業を行った自己利用部分面積×1(1,000㎡毎を1単位)」×20万円×時短率×2	「時短営業を行った店舗等面積(100㎡毎を1単位)」×2万円×時短率	(休業の場合) 2万円

自己利用部分面積×1=大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業を行った部分  
 時短率×2=「要請に応じて短縮した営業時間」÷「本来営業時間」  
 ※その他、映画配給会社等も対象となる場合があります。  
 ※個々のケースで支給額は異なります。詳細は、下記の県ホームページをご確認ください。

## 申請方法

令和3年9月中旬受付開始予定

- ※郵送又は電子申請により申請を受け付けます。
- ※詳細が決まり次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



### － 協力金を申請する方は －

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる「写真を保存」しておいてください。
- 第1期・第2期の大規模集客施設協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。※必要書類は、決まり次第県ホームページに掲載します。

## 相談窓口

岡山県大規模集客施設協力金コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間: 9:00~18:00(土日・祝日は休み)



※臨時受付: 8月28日(土), 29日(日)は、9:00~17:00

## 要 請 内 容 (岡 山 市 ・ 倉 敷 市)

※内容等は、国との調整により今後若干変更される場合があります。

### ● 集客施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	
		8月20日(金)～8月26日(木)	8月27日(金)～9月12日(日)
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<b>【特措法第31条の6第1項に基づくもの】</b> ● 商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施	<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> ● 商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ● 5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ● 5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	● 商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底	● 商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	<b>【法に基づかない働きかけ】</b> ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ● カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等除く） ● 「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施 （県HP参照： <a href="https://fight-okayama.jp/">https://fight-okayama.jp/</a> ）	<b>【法に基づかない働きかけ】</b> ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ● カラオケ設備の利用自粛 ● 「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施 （県HP参照： <a href="https://fight-okayama.jp/">https://fight-okayama.jp/</a> ）

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

### ● イベント関連施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	
		8月20日(金)～8月26日(木)	8月27日(金)～9月12日(日)
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ● 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮）	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ● 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮）
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	● 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底	● 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	<b>【法に基づかない働きかけ】</b> ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）	<b>【法に基づかない働きかけ】</b> ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	● 業種別ガイドラインの遵守を徹底	● 業種別ガイドラインの遵守を徹底
博物館等	博物館、美術館等		

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

### ● 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店への要請

要請内容	
8月20日(金)～8月26日(木)	8月27日(金)～9月12日(日)
要請の対象外	<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> 休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く） ※酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合、通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮

8月25日改訂版

要請地域：その他地域（岡山市・倉敷市以外）

# 岡山県大規模集客施設協力金（第3期）

要請期間：令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

## 要請内容

- 【要請期間】 令和3年8月27日（金）から令和3年9月12日（日）
- 【対象区域】 岡山市・倉敷市を除くその他地域
- 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント等
- 【要請内容】 裏面を参照

## 支給要件

※全てを満たすこと

1. 上記対象区域内の対象施設であること（要請日以前から営業していること）
2. 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること（※遅くとも8月30日（月）から協力を開始すること）
3. 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

## 支給額等

	大規模施設	テナント	非飲食業カラオケ店
支給額	1日当たりの支給額に、県の要請に協力した期間(日数)を乗じた額		
1日当たりの支給額 (千円未満切り上げ)	「時短営業を行った自己利用部分 面積×1 (1,000㎡毎を1単位)」 ×20万円×時短率×2	「時短営業を行った店舗等面積 (100㎡毎を1単位)」×2万円× 時短率	(休業の場合) 2万円

自己利用部分面積×1=大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業を行った部分

時短率×2=「要請に応じて短縮した営業時間」÷「本来営業時間」

※その他、映画配給会社等も対象となる場合があります。

※個々のケースで支給額は異なります。詳細は、下記の県ホームページをご確認ください。

## 申請方法

令和3年9月中旬受付開始予定

※郵送又は電子申請により申請を受け付けます。

※詳細が決まり次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



### － 協力金を申請する方は －

- 店頭に、「時短営業のお知らせ」（様式は県HPに掲載）を掲示し、協力いただいた内容が確認できる「写真を保存」しておいてください。
- 第1期・第2期の大規模集客施設協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。※必要書類は、決まり次第県ホームページに掲載します。

## 相談窓口

岡山県大規模集客施設協力金コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間：9:00～18:00（土日・祝日は休み）



※臨時受付：8月28日（土）、29日（日）は、9:00～17:00

## 要 請 内 容 (その他地域：岡山市・倉敷市以外)

※内容等は、国との調整により今後若干変更される場合があります。

### ● 集客施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> ● 商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施  <b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ● 5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ● 商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 百貨店の地下の食品売り場等について、入場者の整理等の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底  <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ● カラオケ設備の利用自粛 ● 「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施 （県HP参照： <a href="https://fight-okayama.jp/">https://fight-okayama.jp/</a> ）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

### ● イベント関連施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	<b>【特措法第24条第9項に基づくもの】</b> ● 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ● 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底  <b>【法に基づかない働きかけ】</b> ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

### ● 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店への要請

要請内容
<b>【特措法第45条第2項に基づくもの】</b> ● 休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く） ※酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合、通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮

## 県有施設の休止・休館について

既に休止・休館している県有施設等に加え、8月27日から県立美術館と県立図書館を原則として休館する。

## 県有施設等の休止・休館予定等

名称	休止等の期間	備考
岡山県吉備高原都市センター区広場	8/20～9/12	屋外スペースを除き閉館
岡山県岡山国際交流センター	8/20～9/12	パスポート窓口及び相談業務 (電話・メール)等は継続
岡山県自然保護センター	8/20～9/12	
岡山県立美術館	8/27～9/12	開催中の特別展は継続
岡山県天神山文化プラザ	8/20～9/12	
犬養木堂記念館	8/20～9/12	
岡崎嘉平太記念館	8/20～9/12	
おかやま旧日銀ホール	8/20～9/12	
岡山武道館	8/20～9/12	
岡山県津山総合体育館	8/20～9/12	
岡山県津山東体育館	8/20～9/12	
岡山県美作ラグビー・サッカー場	8/20～9/12	
岡山県備前テニスセンター	8/20～9/12	
岡山県津山陸上競技場	8/20～9/12	
岡山県笠岡陸上競技場	8/20～9/12	
岡山県総合展示場コンベックス岡山	8/20～9/12	
岡山県立青少年農林文化センター三徳園	8/20～9/12	
岡山県立森林公園	8/20～9/12	
総合グラウンド(岡山武道館を除く)	8/20～9/12	
倉敷スポーツ公園	8/20～9/12	
岡山後楽園	休園中～9/12	
岡山県生涯学習センター	8/20～9/12	
岡山県立図書館	8/27～9/12	予約による書籍等の貸出のみ
岡山県渋川青年の家	8/20～9/12	
岡山県青少年教育センター閑谷学校	8/20～9/12	
特別史跡旧閑谷学校	8/20～9/12	
岡山県立博物館	休館中	
岡山県古代吉備文化財センター(展示室)	8/20～9/12	
岡山空港ターミナルビル	8/20～9/12	展望デッキを閉鎖
岡山県クレール射撃場	8/20～9/12	
まきばの館	8/20～9/12	
遺跡&スポーツミュージアム	8/20～9/12	

※既存の予約分については、延期が困難なもののみ利用可とする。

## 年齢別新規陽性者数の推移

	新規陽性者	左のうち 7～12歳	割合	左のうち 13～15歳	割合	左のうち 16～18歳	割合
4月29日～5月5日	631	9	1.4%	6	1.0%	3	0.5%
5月6日～5月12日	1,039	31	3.0%	10	1.0%	21	2.0%
5月13日～5月19日	1,065	39	3.7%	32	3.0%	46	4.3%
8月2日～8月8日	656	28	4.3%	15	2.3%	36	5.5%
8月9日～8月15日	1,040	53	5.1%	33	3.2%	38	3.7%
8月16日～8月22日	1,637	87	5.3%	47	2.9%	89	5.4%

## 県立学校内で感染が確認された場合の対応について

感染が確認された場合には、早急に保健所や学校医等と相談の上、学級単位や学年単位、場合によっては全校で、感染が広がっているおそれのある範囲に応じて、安全が確認されるまで、臨時休業の対応をとることとする。

その場合には、オンライン授業に切り替えることにより、学習活動を継続する。